

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月26日

(宛先)

川口市長 殿

提出者

住 所 川口市領家4丁目6番42号

氏 名 川口化学工業株式会社

代表取締役社長 山田 秀行

電話番号 048-222-5171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	川口化学工業株式会社 川口工場
事業場の所在地	埼玉県川口市領家4丁目6番42号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	E16:化学工業
② 事業の規模	売上高 861,039万円
③ 従業員数	178人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	引火性廃油 → 焼却業者に委託して熱回収、再利用 強アルカリ → 処理業者に委託して中和剤として使用 汚泥(有害) → 処理業者に委託して焼却

(日本工業規格



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

川口工場

川口工場長（廃棄物処理統括責任者）

— 環境委員会

総務部、経理部

研究開発部

業務部

品質保証部

川口工場製造課、技術課、工務課

— 環境保安課（産業廃棄物管理担当課長）（特別管理産業廃棄物管理責任者）

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	排 出 量	557 t	105 t	0.78 t	
	(これまでに実施した取組)				
	・ 引火性廃油に関しては製造部門、研究部門で発生量の削減の検討を行っている。 ・ 以前処分していた廃棄物を有価売却として、リサイクルを進めた。				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	排 出 量	552 t	100 t	0.70 t	
	(今後実施する予定の取組)				
	・ 引火性廃油のうち 可能なものは有価売却する計画。 ・ 生産上、強アルカリの発生が少なくなる見込み。 ・ 汚泥は、こぼさないよう注意する。				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 社内の廃棄物分別規定に従い、所定の特別管理産業廃棄物置場に保管し、定期的に業者に処分を依頼する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 有価物に成り得る廃棄物と産廃とに分別の種類を増やす ・ 社員教育による分別指導

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)				
	・特になし。				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)				
	・特になし。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)				
	・特になし。				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)				
	・特になし。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) ・特になし。				
② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	全処理委託量	557 t	105 t	0.78 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	557 t	105 t	0.78 t	
	再生利用業者への処理委託量	455 t	95 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	102 t	10 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) ・燃料化に向けられる引火性廃油は燃料化処理ができる業者を選定し有効利用を図っている。 ・再使用できる溶剤の場合は蒸留再生できる業者に変更している。				

(第5面)

② 計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	強アルカリ	汚泥（有害）	
	全 処 理 委 託 量	552 t	100 t	0.70 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	552 t	100 t	0.70 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	450 t	90 t	0 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	102 t	10 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 処理委託を行う前に自社内で再利用できるか検討する。 また有償で再利用できるか検討し、廃棄物の減量を目指す。				
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】			
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)		662 t			
(今後実施する予定の取組み) ・ 処理委託前に自社内で再利用できるか検討する。 また有償で再利用できるか検討し、廃棄物の減量を目指す。					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。